



「徳島県食品表示適正化基本計画（案）」について 県民の皆さんのご意見を募集します。

食品表示の適正化に関する施策を計画的かつ戦略的に推進し、県産食品の信頼確保に努めるため、「徳島県食品表示適正化基本計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和4年12月9日（金）～ 令和5年1月10日（火）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 危機管理環境部

消費者暮らし安全局安全衛生課 食品表示企画担当

電話：088-621-2110 FAX：088-621-2848

メールアドレス：anzeneiseika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県食品表示適正化基本計画」ってどんな計画？

「食品表示の適正化等に関する条例」に基づき、食品関連事業者や県内消費者との協働による食品表示適正化に関する施策を計画的かつ戦略的に推進するため、施策の方向性を示すとともに、数値目標等の指標を定めます。



Q2 基本計画のポイントとなる点は？

次に示す4つの項目を柱として、総合的な施策推進を図ります。

- ①食品関連事業者等支援の推進
- ②消費者教育の推進
- ③食品表示の適正化の推進
- ④リスクコミュニケーションの推進



Q3 どんな意見を出せばいいのですか？

計画（案）の内容について、さらに検討する必要がある事項や、具体的なお意見、ご提案をお寄せください。

ご意見をお寄せいただくに当たって様式は自由ですが、氏名、住所、電話番号の記入をしてください。意見提出用紙を用意いたしましたので、ご利用ください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q4 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。